

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第2回相模原市令和元年台風第19号災害義援金配分委員会				
事務局 (担当課)		健康福祉局 福祉部 地域福祉課 電話 042-769-9222(直通)				
開催日時		令和2年1月29日(水)午後1時30分～午後2時30分				
開催場所		けやき会館3階 セミナールーム1				
出席者	委員	6人(別紙のとおり)				
	その他	0人				
	事務局	6人(福祉部長他5人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
会議次第		<p>議 題</p> <p>(1)現在の状況報告</p> <p>(2)相模原市災害義援金の配分について</p> <p>(3)その他</p> <p style="padding-left: 2em;">・今後の配分に関する検討課題について</p>				

審 議 経 過

主な内容は次のとおり。(は委員の発言、 は事務局等の発言)

議 題

(1) 現在の状況報告

事務局より、令和元年台風第19号による現在の被害状況について、報告を行った。

申請をしていない人は連絡先が分からないということか。

住所は把握しているが、電話番号については把握していない方もいる。

書類が届いているが記載方法が分からないといった状況も考えられるので地区の支え合いセンター等からのご協力をいただきながら、対象の177世帯全ての世帯へお渡しできるように取り組みを進めたい。

対象者の情報を教えてもらえれば、お手伝いができると思う。

申請書が未提出の全ての世帯が行き届くように、各保健福祉課と社協で協力していきたい。

受取の時期が遅くなると、被災者にとって嬉しくないのではないか。

多くの方々からのお気持ちなので、早期に受け取ってもらえるように働きかけたい。

被害区分の一部損壊(準半壊)と一部損壊(10%未満)の違いは何か。

法令等に基づき、被害の割合に応じて被害区分が決められる。

配分対象となる177世帯の方々は罹災証明書を取得しているの方々か。

罹災証明書を取得しているの方々。未申請の世帯へのアプローチは各保健福祉課と連携し行っていく。

(2) 相模原市災害義援金の配分について

事務局より、相模原市災害義援金の配分案が示された。

神奈川県からの第1次配分を受ける該当世帯は、今回配分を予定している対象世帯か。

その通りである。

幅広く、他の支援制度を活用できない被災者へ配分額を手厚くするのは、とてもいい案である。

同意である。

相模原市災害義援金の配分については、事務局が示した案のとおり配分をするということで決定してよろしいか。

異議なし。

(3) その他

今後の配分に関する検討課題について

事務局より、生業を行う被災者に関する支援制度や非住家被害の状況について説明を行った。

罹災届出証明書の説明をしてほしい。

罹災届出証明書は調査を介さず、罹災の申請をただけで発出される証明書である。申請者には調査を伴う証明書が必要なのか、事前に確認していただいている。

罹災届出証明書の件数は何件くらいなのか。

正確な数字は把握していないが、10件未満と聞いている。

住家被害は目に見えて分かるが、土砂が家屋に流入した多くの世帯は、おそらく罹災証明書の申請をしていないと思われる。そのような世帯の状況についても考慮すべきではないだろうか。

ボランティア活動が行われた世帯であれば状況が分かるが、地域住民の手で復興復旧が行われた世帯は被害の把握が難しい。

そのような世帯を把握する場合は、申請主義にならざるを得ない。

商店とか工場は3号（非住家）に含まれるのか。

住家でない場合は3号（非住家）になる。

支援制度を受けられない被災中小企業経営者には、義援金を配分してもよいのではないかと。

宅盤被害まで分かると実態が掴めるのではないかと。

被災者本人からの申出がないと把握が難しい。

罹災証明書の取得を促すよう、市から防災メールで毎日のように広報していたのだから、広く周知はされているはず。

火災保険のために罹災証明書を用いることが多いので、保険が適用になるかで取得の有無も変わってくるのではないかと。

家屋に関しては罹災証明書を取得している場合が多いが、土砂の搬入で被害を受けた世帯は取得していない可能性が高いのではないだろうか。

貸家の大家は今回の義援金の配分対象になるのか。

貸家の大家は対象となっていない。借主である居住者には義援金が配分される。

非住家の世帯にも配分すべきか、次回までには検討し案をお示ししたい。

農家の物置は規模が比較的大きいと考えられるが、その場合の罹災証明書上の判定はどうなるのか。

農家の物置が1階は農機具、2階は子どもの部屋といった場合は、罹災証明書上、3号（住家）として判定される。

津久井地区にキャンプ場があるが、中小企業を支援する制度に該当するか。範疇としては該当する。

制度については津久井地区では既に3回説明会を開催しており、また個別に所管課が相談も承っている。適用になるか復興の仕方にも拠るので、国の制度基準に照らし合わせながら、支援を図っていきたい。

幅広く配分対象を広げるという方針は一致していると思う。色々な事を加味しながら、次回以降の配分案を検討していきたい。

高齢者で罹災証明書の申請方法が分からない方へのフォローも忘れないでほしい。

各保健福祉課とも連携し、肌理細やかな地域の民生委員をはじめとする、地域の方々にご協力をいただきながら進めたい。

次回の会議までに、配分決定額と未配分の額が分かるように算出してほしい。承知した。

本日協議いただいた義援金については、協議内容を踏まえて決定し、被災された方々へ早期に配分を行いたいと考えている。次回の配分についても、皆様からのご意見を参考に検討していきたい。

次回開催日は神奈川県からの配分時期を考慮し、令和2年3月中旬以降に開催する予定。開催場所等については、後日調整することとした。

以 上

相模原市令和元年台風第19号災害義援金配分委員会委員名簿

	氏 名	団体名・職業 等	備 考	出欠席
1	坂本 堯則	相模原市自治会連合会		出席
2	戸塚 英明	相模原市社会福祉協議会		欠席
3	今井 俊昭	相模原市地区社会福祉協議会		出席
4	大貫 君夫	相模原市民生委員児童委員協議会		出席
5	小野 敏明	特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 田園調布学園大学名誉教授		出席
6	谷口 優子	弁護士		欠席
7	野村 隆	公認会計士		出席
8	小林 和明	相模原市健康福祉局長	会 長	出席